

航空輸送の安全にかかわる情報の中間報告（令和3年度上半期） （要約版）

1. 航空事故・重大インシデントの発生の状況

本邦航空運送事業者において令和3年度上半期に発生した航空事故及び重大インシデントは、それぞれ以下のとおりです。

○航空事故（1件）

- 令和3年9月20日、アカギヘリコプターが運航する回転翼航空機（カマン式 K-1200型、JA6200、計1名搭乗）が、離陸後、木材搬送作業のための荷吊り場にてホバリング中にエンジンが停止し墜落した。

○重大インシデント（1件）

- 令和3年4月19日、全日本空輸 216 便（パリ→東京国際空港、ボーイング式 787-8型、JA814A、計8名搭乗、貨物便）が、ロシア上空を飛行中、運航乗務員1名が一時的に意識不明となったため、目的地をノボシビルスクに変更した。

2. 安全上のトラブル等の報告の概況

本邦航空運送事業者から、令和3年度上半期に発生した航空事故、重大インシデント及び安全上のトラブル（以下、これらをまとめて「安全上のトラブル等」といいます。）について、それぞれ1件、1件、520件の合計522件の報告がありました。

これらの報告を事態の種類別に分類すると、表1のとおりです。

表1 安全上のトラブル等の報告件数^{注1,2,3}

航空事故	重大インシデント	安全上のトラブル							
		航行中の構造損傷	航行中のシステム不具合	航行中の非常用機器等の不具合	運用限界の超過、経路・高度の逸脱	機器からの指示による急な操作等	その他		
							運航規程関連	整備規程関連	その他
1	1	1	82	19	36	63	120	27	172
520									

国土交通省では、これらの安全上のトラブル等の全てについて、本邦航空運送事業者において適切な要因分析が行われ、必要な対策がとられていることを確認しています。

令和3年度上半期に本邦航空運送事業者において発生した個々の安全上のトラブルの

注1 複数の項目に該当するとして報告された事案については、代表的な項目において集計しています。

注2 要因分析の進捗に伴い、続報において報告の項目が変更される場合があります。

注3 同一の要因に起因して複数件の報告があった事案については、全ての報告を報告件数として計上しています。

要因を分析し、内容別に分類し、集計したものを表2に示します。

表2 安全上のトラブルの内容別分類件数^{注4,5,6}

機材不具合	ヒューマン ファクター 事案	回避操作	発動機の 異物吸引 による損傷	部品脱落	危険物の 誤輸送等	アルコール 事案	その他
142	141	55	1	3	99	68	11

ヒューマンファクター事案の内訳					
運航乗務員	客室乗務員	整備従事者	地上作業員	製造	その他
61	5	47	25	3	0

回避操作の内訳		アルコール事案の内訳			
TCAS RA ^{注7}	GPWS ^{注8}	運航乗務員	客室乗務員	運航管理者等	整備従事者
51	4	1	3	64 ^{注9}	0

3. 安全上のトラブルの評価・分析と今後の取組み

第30回航空安全情報分析委員会において、令和3年度上半期に航空運送事業者等において発生した安全上のトラブル等について審議した結果、それぞれの事案について関係者により必要な対応がとられており、引き続き適切にフォローアップを行っていくべきことが確認されました。

また、新型コロナウイルス感染症による影響にも留意しつつ、安全上のトラブル等の航空安全情報の分析に基づく、機材不具合への対応、ヒューマンエラー防止への取組み及び航空機衝突防止装置の回避指示（TCAS RA）や対地接近警報装置（GPWS）の回避指示による回避操作に係る情報の収集・共有を進めるとともに、安全情報の一層の活用により、個々の航空運送事業者の特徴に応じた監査を実施するなど、更なる輸送の安全確保に向けた取組みを進めることが必要であるとの評価を受けました。

注4 複数の分類に該当する事案については、代表的な分類において集計しています。

注5 要因分析の進捗に伴い、分類を変更する場合等があります。

注6 同一の要因に起因して複数件の報告があった事案については、全ての報告を報告件数として計上しています。

注7 TCAS RA とは、航空機衝突防止装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。

注8 GPWS とは、対地接近警報装置の回避指示に基づく回避操作を指しています。

注9 同一の要因に起因する事案として、3つの空港支店において複数の運航管理者が使用期限の切れたアルコール検知器を使用してアルコール検査を行っていた事案について、64件の報告がありました。